

千葉市動画配信環境整備助成事業 募集要項

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、室内の文化芸術鑑賞事業は様々な感染症対策を実施してもなお、観客動員数を減らさざるを得ない状況にある。

これまで有料の音楽鑑賞事業を営んできたライブハウス等の事業者が運営する施設で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン等を遵守したうえで実施する公演での演奏や歌唱を撮影し、その映像を有料で配信することを取り組む場合に、その動画配信に必要な物品購入等に補助を行い、積極的な動画配信事業に取り組める環境を整えることを支援することを目的とする。

2. 補助要件

(1) 補助対象者

次の①～④をすべて満たすもの。

① 法人格を有する団体又は個人事業主（※）

※個人事業主は、開業日又は事業開始日が令和元年 12 月 31 日以前の届出書又は申告書を当該募集期間以前に官公庁へ提出していること。

② 令和元年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の営業期間において、自ら営業する市内の施設で、恒常的に観客を動員した有料（鑑賞料に限る。）の音楽公演（生演奏・生歌唱）を実施した実績がある者

③ 営業施設は「千葉市新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店」であること。

④ 次の（ア）～（サ）のすべてに該当しないこと。

（ア） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

（イ） 代表者又は役員が暴力団員である者

（ウ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

（エ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

（オ） 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者

（カ） 千葉市内に本店又は営業所等を有するもので、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

（キ） 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

（ク） 宗教活動または政治活動を目的とする者

（ケ） 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

（コ） 国・地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している者

（サ） 本市から運営等に係る経費の補助や助成、委託を受けている者（指定管理者を含む。）

※(オ)～(キ)について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない

※チケットを販売して観客を動員する音楽公演とは：ロックやジャズなどの音楽分野で普段から広く活躍しているアーティストによる歌唱や楽器演奏の公演予定(日時・出演者名・音楽のジャンル等)を事業者が事前に公開し、観客が聞きたいアーティストが出演する公演のチケットを購入することで、そのアーティストの生演奏や生歌唱を会場で聞くことができる音楽公演
(例：ライブハウスやジャズバーでのライブ)

(2) 補助対象事業

次の①～⑤をすべて満たすもの。

- ① 補助金交付決定日から令和2年12月31日までに申請者が営業する市内の施設で、動画配信環境を整備し、次のいずれかの取り組みを行う場合。なお、動画配信期間は令和2年12月31日までの任意の期間とする。
 - (ア) 観客を動員する有料(鑑賞料に限る。)の音楽公演を開催するとともに、その公演内容を有料で動画配信する。
 - (イ) 無観客の音楽公演を実施のうえ、その公演内容を有料で動画配信する。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国等及び各業界等が発する最新の方針やガイドライン等を遵守して行われること。(千葉市コロナ追跡サービスを活用すること)
- ③ 国等や地方公共団体から補助や助成、共催、委託等を受けていないこと。
- ④ 特定の企業等の宣伝広報又は政治や宗教活動を目的としていないこと。
- ⑤ 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反しないこと。

3. 補助内容

(1) 補助対象経費

動画配信を行う上で必要となる機材の購入費等

例：パソコン購入費、Wi-Fi環境整備費、配信コンサルティング料 など

※収支予算書・収支決算書に計上できない経費や補助対象とならない経費もあるので、詳細は、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付要綱「別表」を参照のこと。

※「補助金交付の対象となる事業期間」に初めて発生する経費のみを収支予算書・収支決算書に計上すること。

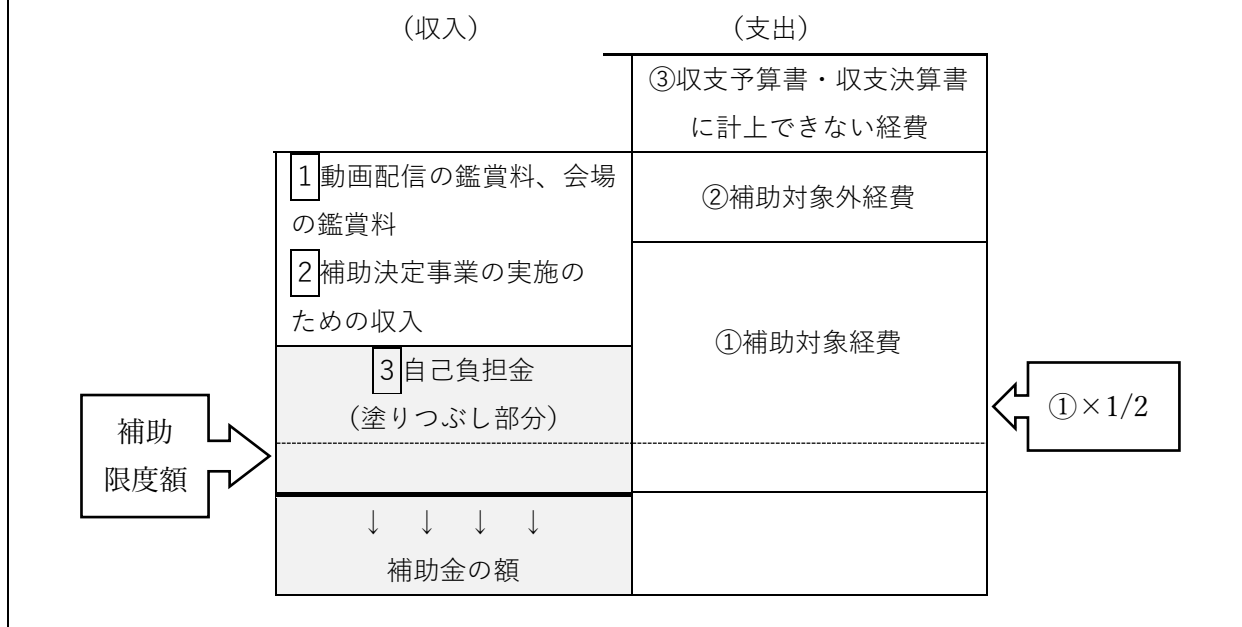
(2) 補助金の額

補助対象経費の2分の1の額で、補助限度額は50万円とする。

- 経費は以下の3つに区分。
 - ①補助対象経費
 - ②補助対象外経費
 - ③収支予算書・収支決算書に計上できない経費

- 収入は以下の3つに区分。
 - 1 有料の動画配信で得た鑑賞料、会場での鑑賞料
 - 2 補助決定事業の実施のための収入（寄附金・協賛金など）
 - 3 自己負担金

- 補助金の額は、①補助対象経費の2分の1とする。
 ただし、補助限度額または自己負担金（①補助対象経費と②補助対象外経費の合計の額から収入①②を差し引いた額）のいずれか低い方の額を限度とする。



(3) 補助金交付の対象となる事業期間
補助金交付決定日から令和2年12月31日まで

(4) 当補助金で購入した物品の取り扱い
千葉市補助金等交付規則第20条及び要綱第16条を確認すること。

4. スケジュール

募集開始：令和2年9月30日（水）

補助対象事業の決定：令和2年10月下旬（予定）

5. 申請手続き

(1) 応募書類

- ① 千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 千葉市動画配信環境整備助成事業 事業計画書（様式第1号の2）
- ③ 千葉市動画配信環境整備助成事業 収支予算書（様式第1号の3）
- ④ 誓約書（様式第2号）
- ⑤ 直近1期分の決算書類（法人は貸借対照表・損益計算書（活動計算書）、個人事業主は直近の確定申告書の写し）
- ⑥ 登記事項証明書（法人のみ）
- ⑦ 役員名簿（法人のみ）
- ⑧ 個人事業主であることがわかる書類（個人事業の開業届出書の写し又は事業開始等申告書の写し）
- ⑨ 申請者が施設の運営者であることがわかる書類（賃貸借契約書の写しなど）
- ⑩ 見積書等経費の内訳がわかる書類

(2) 提出方法

郵送または持参により、下記提出先へ提出すること。（電子メール、FAXは不可）

【提出先】

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所8階 市民局生活文化スポーツ部文化振興課 宛

(3) 募集期間

令和2年9月30日（水）から令和2年10月14日（水）まで【必着】

※郵送の場合：締切日に必着

持参の場合：土、日、及び休日を除く9時00分から17時00分

※申請が予算の上限に達した時点で受付を終了する。

6. 審査

(1) 審査方法

申請書類を確認して市で助成事業を決定する。

なお、補助金の申請が予算の上限に達した時点で申請の受付を終了とする。

ただし、市で申請書類の内容を確認した結果、受付期間内に申請を行っていても、補助の交付決定を行わない場合がある。

(2) 結果通知

審査の結果は、決定の場合は「千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付決定通知書」、不決定の場合は「千葉市動画配信環境整備助成事業補助金不交付決定通知書」を送付する。

なお、補助金交付決定額は、事業の予算及び補助対象経費の範囲内において市で確認のうえ決定するため、申請された金額よりも補助金交付決定額が少なくなる場合がある。

（補助金交付決定にあたって、要綱第8条のとおり条件を附すこととする。）

7. 実績報告

事業が終了した日から30日以内に次の書類の提出により、実績報告をすること。

- ① 千葉市動画配信環境整備助成事業実績報告書（様式第9号）
- ② 千葉市動画配信環境整備助成事業 収支決算書（様式第9号の2）
 - ・ 収入総額と支出総額を同額とすること。
 - ・ 支出総額と領収書の総額が一致すること。
 - ・ 申請時の収支予算書に対する決算を記入すること。収支予算書に未記載の支出が生じた場合は、要綱「別表」を参照し、該当する支出項目を確認すること。
- ③ 収入の内訳がわかる書類
 - ・ 帳簿や通帳の写しなど、別途、市から提出を求めることがある。
- ④ 支出がわかる領収書、請求書、契約書など、支払いの事実（相手先と支払内容と金額を含めて）が確認できる書類
 - ・ すべての支払いに対して領収書の提出が必要。
 - ・ 領収書には必ず「宛名（団体名）」「但し書き（支払い内容がはっきりわかること）」「金額」「領収書発行者名」「領収印」「領収書日付」が明記されたものを提出すること。領収書の未提出や記載に不備がある場合は、支出の内訳が補助対象経費であっても、補助対象経費として認められないこともあるので十分注意すること。
 - ・ 出演料等で個人に支払う経費についても、領収書が必要。
 - ・ 出金伝票、請求書、納品書などを領収書の代わりとすることは不可。銀行振込で領収書が発行されない場合は、振込明細に請求書など支払い内容の分かる書類を添付して提出すること。
- ⑤ 動画配信の内容がわかる電子媒体（DVD）

※補助決定事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、事業完了後5年間保管すること。（必要に応じて、書類や帳簿等の提出を求める場合がある）

8. 補助金の支払い

補助決定事業者から実績報告書等の提出があった時は、市は審査のうえ、補助金額を確定し、「千葉市動画配信環境整備助成事業補助金額確定通知書」を送付する。

補助金決定事業者は、上記通知書を受領後、市へ「千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付請求書」を提出すること。市はその請求書に基づき、補助金を支払う。

※補助金の確定額は実績報告書等に基づき、補助金額を確定するため、補助決定額どおりとならない場合がある。

※必要に応じて、補助決定金額の2分の1の範囲で概算払いも可。

9. 補助決定が取り消される場合

次の①～③のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。その際に、既に補助金の支払いを受けていた場合は、市で決定した金額を返還すること。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を他の用途へ使用したり、補助金の決定の内容又はこれに附した条件等に違反したとき。
- ③ 補助対象者又は補助対象事業として必要とされる要件を満たさないこととなったとき。

10. 事業内容の変更や事業の中止について

次の①～③のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに市へ連絡すること。

- ① 事業計画書の内容を変更する場合（補助決定事業の中止や廃止等を含む）
- ② 収支予算書に記載した補助対象経費の5分の1以上の変更をする場合
- ③ 補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助決定事業の遂行が困難となった場合

※荒天等で止む無く補助決定事業を中止する場合又は中止の判断が難しい場合は、事前に市に相談すること。

※千葉県等から新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする催物自粛の協力依頼や要請等が発せられた場合は、実施中止のご協力をいただくこととなるため、事前に市に相談すること。

11. その他留意事項

- ・本補助制度申請に要する費用は全て申請者の負担とする。
- ・本補助制度の提出書類について、必要に応じて他書類の提出を求められることがある。
- ・本補助金の税法上の取り扱いについては、補助決定事業者が税務署等に確認のうえ税務署等の指示に従い適切に対応すること。
- ・個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- ・市に提出される各書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）における「公文書」として同条例に基づく開示請求の対象となる。
- ・申請書類や補助決定事業の遂行に起因して、次の事案が発生した場合には、一切を申請者や補助決定事業者の責任において損害賠償又は苦情処理の措置を講ずることとし、市は一切の責任を負わない。
 - ① 著作権、特許権、商標権等その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を侵害した場合
 - ② 第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合
- ・市は、補助決定事業者の名称や補助決定事業の概要及び実施状況は公表できるものとする。